

令和7年度与党税制改正大綱の 主要事項のポイント

—成長型経済への移行に向けて

一般社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部 **神谷智彦**
長基公則
瀧沢 颯

令和7年度税制改正の議論については、先の衆議院選挙により自由民主党・公明党が少数与党となったことを受け、与党の税制調査会と並行して、国民民主党を含めた3党で税制協議を行うという異例のプロセスで進められた。しかし、いわゆる「103万円の壁」の引上げ幅等について合意には至らず、結果としては、3党での合意を経ないまま、例年より1週間程度遅れる形で、昨年12月20日に与党税制改正大綱が取りまとめられることとなった。

令和7年度税制改正では、デフレからの脱却が見えてきた中で、物価に負けない賃上げの定着を図るとともに、少子高齢化・人口減少への対応、安全保障の強化など、わが国が直面する諸課題に取り組む必要があるという認識の下、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に向けた措置が講じられた。

本稿では、主要な改正事項等を概観するとともに、令和8年度税制改正についても展望していく。なお、本稿の記載事項は、令和7年1月16日時点の情報に基づいており、今後法令により変更が生じうる。全ては筆者個人の見解であり、所属組織を代表したものではないことを予めお断りしておく。

I . 主要改正事項の解説

1 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱において枠組みが決定されたが、施行時期や法人税の付加税率の水準などの決定はその後の政治プロセスに委ねられることとなった。

令和6年度税制改正では、所得税等の定額減税との整合性などを踏まえ、施行時期等の決定は見送られた。税制改正法の附則において「令

和5年度税制改正の大綱及び（中略）令和6年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる」と記載され、検討事項とされた。

こうした中で迎えた令和7年度改正では、決定をこれ以上先送りすると、「令和9年度にお